

山梨県森林環境部 (排出ガス・排出水に関すること) 大気水質保全課 課長 野中 俊宏 (ばいじん・燃え殻の処理に関すること) 環境整備課 課長 有泉 和紀	令和8年7月13日 電話 055-223-1510 (内線 6400) 電話 055-223-1515 (内線 6450)
---	---

報道関係者各位

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置者による 測定結果(令和7年度)を公表 ～全ての施設で基準適合～

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設^{*1}の設置者は、特定施設からの排出ガスや排水等のダイオキシン類による汚染状況を年1回以上測定し、その結果を県または甲府市へ報告することとされています。

令和7年度に県に報告のあった測定結果は以下のとおりです。

○ 測定結果の概要

〔 排出ガス及び排水 〕

- ・ 報告対象^{*2}の全46施設から報告があり、全ての施設が排出基準に適合していました（個別施設の測定結果等は別添一覧を参照）。

項目	特定施設種類	対象 施設数	報告施設数		未報告 施設数
			排出基準		
			適合	不適合	
排出ガス	廃棄物焼却炉	44	44	0	0
	アルミニウム合金製造施設	1	1	0	0
排水	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設	1	1	0	0
合計		46	46	0	0

〔 ばいじん・燃え殻 〕

- ・ 報告対象^{*3}の全44施設から報告がありました（各施設の個別の測定結果は、別添一覧を参照）。なお、ばいじん・燃え殻には排出基準は定められていません。

項目	対象施設数	報告施設数	未報告施設数
ばいじん・燃え殻	44	44	0

- ・ 県に報告があった特定施設の測定結果は次のウェブページに掲載しています。

https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_041.html

- ・ 甲府市に報告があった施設の測定結果は、甲府市ホームページを参照ください。（7月下旬公表予定）

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kankyohozen/daiokisin.html>

*1 焼却能力が50kg/h以上である廃棄物焼却炉等のダイオキシン類を排出する施設

*2 設置後1年以上が経過、及び設置後1年未満であっても測定結果の報告があった特定施設で、令和7年度内に稼働実績があるもの

*3 *2の対象施設のうち廃棄物焼却炉

< 参考資料：ダイオキシン類対策特別措置法関係 >

○ ダイオキシン類に関する基準

1. 耐容一日摂取量（TDI（Tolerable Daily Intake）ともいう。）

国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき量で、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量のこと。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 2 条で $4 \text{ pg-TEQ}^*/\text{kg/日}$ （1 日、人の体重 1 kg 当たり）と定められており、この数値をもとに環境基準や規制基準が定められている。

※TEQ：毒性等量。ダイオキシン類は多数の種類があり、また、毒性の強さも同じではないため、実測値に対し、種類ごとに毒性の強さを考慮して算出した係数を乗じて指標としたもの。

2. 排出基準

①大気関係（本県に設置されている施設に係るもの）（単位：ng-TEQ/m³）

特 定 施 設 の 種 類	施 設 規 模	排出基準	
		新設 ^{*1}	既設 ^{*1}
アルミニウム合金製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉、乾燥炉：0.5 t/時以上 溶解炉： 1 t/時以上	1	5
廃棄物焼却炉 ^{*2} (焼却能力 50 kg/時以上、又は 火床面積 0.5 m ² 以上)	焼却能力：4 t/時以上	0.1	1
	：2～4 t/時	1	5
	：2 t/時未満	5	10

*1 「既設」とは、法施行（平成 12 年 1 月 15 日）の際現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいい、「新設」とは法施行日以降に設置されたものをいう。

*2 廃棄物焼却炉のうち、火格子面積 2 m² 以上又は焼却能力 200 kg/h 以上で、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置工事が着手されたものは、新設の排出基準が適用される。

②水質関係（本県に設置されている施設に係るもの）（単位：pg-TEQ/L）

特 定 施 設 の 種 類	排出基準
廃棄物焼却炉(燃焼能力 50 kg/時以上又は火床面積 0.5 m ² 以上)に係る 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設	10
特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	

○ 廃棄物焼却炉に係るばいじん・燃え殻の処理等

ばいじん・燃え殻には、処分する際の基準（3 ng-TEQ/g）があり、各施設では、当該基準に適合させた後、埋め立て等の処分を行っている。

○新設廃棄物焼却炉(法施行(H12.1.15)以降に設置されたもの)

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排出水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考
						排出基準	測定結果 [換算後]	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	
(株)ソリタ	北杜市長坂町日野2312	2	H20.09.22	5.4	1,500	5	2.1	R08.01.19	R08.03.26	-				1.8	R07.12.17	R08.03.26	0.92	R08.01.19	R08.03.26	
峡北広域環境衛生センター	韮崎市龍岡町下條南割1895	3	H13.08.01	2.4	3,333	1	0.000054	R07.06.20	R07.12.16	-				0.19	R07.06.20	R07.12.16	0	R07.06.20	R07.12.16	
		4	H13.08.01	2.4	3,333	1	0.0013	R07.06.17	R07.12.16	-				0.029	R07.06.17	R07.12.16	0	R07.06.17	R07.12.16	
		5	H14.03.29	1.2	20	5	0.0033	R07.06.17	R07.12.16	-				-			-			・ばいじん及び燃え殻は3号施設又は4号施設にそれぞれ排出されるため、測定不可
(株)シャトレーゼ豊富工場	中央市高部字明治1111-1	2	H16.05.15	3.56	154	5	0.0025	R08.01.05	R08.03.09	-				0.050	R08.01.05	R08.03.09	0	R08.01.05	R08.03.09	
㈱釜谷工務店第二置場	甲斐市岩森字東堀253	1	H13.10.01	5.94	177.5	5	0.094	R08.02.02	R08.03.24	-				0.18	R08.02.03	R08.03.24	0	R08.02.03	R08.03.24	
山梨県立ハヶ岳牧場	北杜市小淵沢町大平10061	1	H15.10.01	5.67	139.9	5	0.81	R08.01.26	R08.03.30	-				0.070	R08.01.30	R08.03.30	0	R08.01.30	R08.03.30	
エイアンドエムカーベントリー株式会社山梨工場	中央市一町畑1085	1	H29.11.01	1.08	97	5	0.00072	R07.10.29	R08.02.09	-				0.046	R07.10.30	R08.02.09	0.00029	R07.10.30	R08.02.09	
エルテックサービス(株)	笛吹市一宮町国分1014-1	1	H13.03.01	31.2	1,700	5	0.41	R07.04.21	R07.10.14	-				0.12	R07.04.19	R07.10.14	1.6	R07.04.19	R07.10.14	
		2	H13.03.01	31.2	1,700	5	0.39	R07.08.29	R07.10.14	-				0.15	R07.05.19	R07.10.14	0.070	R07.05.19	R07.10.14	
		3	R05.10.01	2.14	3,125	1	1.0	R07.06.09	R07.10.14	-				0.092	R07.06.09	R07.10.14	0.016	R07.06.09	R07.10.14	
中込建設工業(株)石和工場	笛吹市石和町井戸235	1	H15.04.01	0.918	186.6	5	0.74	R08.01.27	R08.03.17	-				0.0010	R08.01.28	R08.03.17	0	R08.01.28	R08.03.17	
甲府・峡東地域ごみ処理施設	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	1	H26.09.25	4.3	5,125	0.1	0.0060	R07.06.02	R07.07.03	-				1.3	R07.09.01	R07.10.15	0.00024	R07.09.24	R07.11.07	・ばいじん、燃え殻はそれぞれ4炉の混合
						0.1	0.025	R07.09.01	R07.10.15	-										
						0.1	0.0048	R07.12.11	R08.02.06	-										
						0.1	0.0054	R08.01.07	R08.02.06	-										
						0.1	0.010	R08.03.02	R08.04.07	-										
		2	H26.09.25	4.3	5,125	0.1	0.0040	R07.06.23	R07.08.07	-										
						0.1	0.0065	R07.09.02	R07.10.15	-										
						0.1	0.020	R08.01.06	R08.02.06	-										
						0.1	0.021	R08.03.03	R08.04.07	-										
		3	H26.09.25	4.3	5,125	0.1	0.0069	R07.06.03	R07.07.03	-										
						0.1	0.0048	R07.09.05	R07.10.15	-										
						0.1	0.013	R08.01.05	R08.02.06	-										
		4	H26.09.25	0.9	35	5	0.0048	R07.09.05	R07.10.15	-										
(株)サンウッド	西八代郡市川三郷町大塚1108-15	1	H17.07.15	1.72	144	5	0.26	R08.01.21	R08.03.17	-				0	R08.01.24	R08.03.17	0.0000066	R08.01.24	R08.03.17	
市川リース(株)	上野原市鶴川1409	3	R05.02.03	5.94	185	5	0.44	R08.01.29	R08.03.24	-				0	R08.01.30	R08.03.24	0	R08.01.30	R08.03.24	
富士吉田市環境美化センターごみ処理施設	富士吉田市小明見3-11-32	5	H13.04.01	19.46	3,542	1	0.025	R07.09.18	R07.11.17	-				0.58	R07.09.09	R07.11.17	0.017	R07.09.12	R07.11.17	・ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合 ・固化灰(ばいじんを固化した灰)での結果をばいじんの欄に記入
		6	H13.04.01	19.46	3,542	1	0.016	R07.09.18	R07.11.17	-										
大月都留広域事務組合 大月都留ごみ処理場	大月市初狩町中初狩3274	1	H14.04.01	13.5	2,167	1	0.0065	R07.08.20	R07.09.30	-				0.21	R07.05.28	R07.09.30	0.00069	R07.05.28	R07.09.30	
							0.00054	R08.02.03	R08.03.24	-				0.16	R07.12.08	R08.03.24	0.0013	R07.12.08	R08.03.24	
		2	H14.04.01	13.5	2,167	1	0.012	R07.07.10	R07.09.30	-				0.42	R07.05.28	R07.09.30	0.00083	R07.05.20	R07.09.30	
							0.0082	R08.01.16	R08.03.24	-				2.0	R07.12.10	R08.03.24	0.0018	R07.12.10	R08.03.24	

◇ 甲府市内に設置されている新設廃棄物焼却炉の測定結果は、甲府市のHP(<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kankyohozen/daiokisin.html>)で確認願います。

○既設廃棄物焼却炉(法施行(H12.1.15)前に設置されたもの)

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排出水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考
						排出基準	測定結果 [換算後]	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	
(有)内田総業	中央市極楽寺神明161	1	H05.06.24	6.1	2,524	5	0.35	R08.02.06	R08.03.25	-				0.089	R08.02.09	R08.03.25	0.11	R08.02.09	R08.03.25	
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖1080	1	H11.03.17	4.155	1,340	5	0.036	R07.08.21	R07.12.09	-				0.0089	R07.08.27	R07.12.09	0.0058	R07.08.27	R07.12.09	
北杜市北部ふるさと公苑	北杜市長坂町中丸916	1	H04.01.10	5.1	321.6	10	0.033	R07.07.24	R07.10.14	10	0.0033	R07.07.24	R07.10.14	0	R07.07.24	R07.10.14	0	R07.07.24	R07.10.14	
中巨摩地区広域事務組合 清掃センター	中央市一町畑1189	1	H09.03.15	22.34	3,750	5	0.020	R07.04.14	R07.06.06	-				0.24	R07.08.25	R07.10.09	0.00016	R07.08.25	R07.10.09	・ばいじん、燃え殻はそれぞれ3炉の混合
						5	0.022	R07.10.22	R07.12.15	-										
		2	H09.03.15	22.34	3,750	5	0.023	R07.09.02	R07.10.20	-										
						5	0.017	R08.01.19	R08.03.05	-										
		3	H09.03.15	22.34	3,750	5	0.022	R07.04.16	R07.06.06	-										
						5	0.030	R07.11.10	R07.12.25	-										
中巨摩地区広域事務組合 衛生センター	中央市玉穂町乙黒1083-3	1	H04.03.22	6	487.5	10	0.015	R07.06.23	R07.08.25	-				0.00081	R07.06.23	R07.08.25	0.0018	R07.06.23	R07.08.25	
(株)シャトレーゼ白州工場	北杜市白州町白須大原8383-1	2	H06.08.03	4.83	83	10	0.95	R07.09.12	R08.03.27	-				-			0.00012	R07.09.08	R08.03.27	・集じん機がないため、ばいじんは測定不可
		3	H09.04.15		195	10	0.0075	R07.09.11	R08.03.27	-				0.015	R07.09.06	R08.03.27	0.00069	R07.09.06	R08.03.27	
よっちゃん食品工業(株)	中央市高部1921-1	1	S63.04.01	1.08	162	10	0.26	R08.01.26	R08.03.18	-				0.00057	R08.01.27	R08.03.18	0.0053	R08.01.27	R08.03.18	
山梨県西部家畜保健衛生所	韮崎市本町3-5-24	1	S58.10.01	0.96	34	10	0.21	R08.01.27	R08.03.30	-				0.012	R08.01.30	R08.03.30	0.026	R08.01.30	R08.03.30	
山梨県東部家畜保健衛生所	笛吹市石和町唐柏1000-1	1	S57.11.13	0.96	34	10	0.012	R07.12.18	R08.02.18	-				0.13	R07.12.23	R08.02.18	0	R07.12.23	R08.02.18	
峡南衛生組合ごみ処理施設	西八代郡市川三郷町鴨狩津向1387	1	H06.12.01	12.125	1,875	10	0.33	R07.09.10	R07.11.06	-				13	R07.09.08	R07.11.06	0.13	R07.09.08	R07.11.06	・ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合 ・ばいじんは焼成処理
						10	2.1	R08.01.24	R08.02.13	-										
		2	H06.12.01	12.125	1,875	10	0.11	R07.09.11	R07.11.06	-										
(有)ワタヒロ建材興業	南都留郡忍野村内野1951	1	H09.06.27	5.7	190	10	4.9	R08.03.31	R08.06.08	-				0.053	R08.03.31	R08.06.08	0	R08.03.31	R08.06.08	
大幡建設(有)	都留市大幡3361	1	H09.12.15	7.07	190	10	4.1	R08.02.16	R08.03.23	-				0.0037	R08.01.21	R08.03.23	0.00047	R08.01.21	R08.03.23	
山中湖村クリーンセンター	南都留郡山中湖村平野506-1	1	H03.04.01	17.64	2,812.5	5	2.0	R07.06.26	R07.10.10	-				2.7	R07.06.27	R07.10.10	0.014	R07.06.27	R07.10.10	・ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合
		2	H03.04.01	17.64	2,812.5	5	3.0	R07.06.27	R07.10.10	-										
青木ヶ原衛生センター	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	1	S47.01.01	0.8	80	10	3.3	R07.09.24	R07.11.07	-				-			0.60	R07.09.25	R07.11.07	・集じん機がないため、ばいじんは測定不可
富士吉田市環境美化センターし尿処理施設	富士吉田市小明見3-11-17	1	H04.04.01	8.5	544.7	10	0.034	R07.05.14	R07.09.16	-				-			0.00052	R07.05.14	R07.09.16	・集じん機からのばいじんは、設備の構造上単独採取不可能
上野原市クリーンセンター	上野原市上野原8344	1	H09.09.30	17.038	2,500	5	0.031	R07.07.22	R07.11.28	-				0.14	R07.07.22	R07.11.28	0.026	R07.07.22	R07.11.28	・ばいじん、燃え殻はそれぞれ2炉の混合
		2	H09.09.30	17.038	2,500	5	0.052	R07.07.23	R07.11.28	-										

※ 法施行(H12.1.15)前に設置された廃棄物焼却炉のうち、火格子面積2 ㎡以上又は焼却能力200 kg/h以上で、H9.12.2以降に設置された施設は、新設基準が適用されます。
◇ 甲府市内に設置されている既設廃棄物焼却炉の測定結果は、甲府市のHP (<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kankyohozen/daiokisin.html>) で確認願います。

○アルミ合金製造施設

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	施設番号	設置年月日	火床面積(m ²)	焼却能力(t/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³)				排出水 (pg-TEQ/L)				ばいじん (ng-TEQ/g)			燃え殻 (ng-TEQ/g)			備考
						排出基準	測定結果 [換算後]	採取年月日	報告年月日	排出基準	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	測定結果	採取年月日	報告年月日	
(有)菱和産商	韮崎市大草町下条西割新田町956-2	5	H09.07.01		3	5	0.0034	R08.03.13	R08.04.24	-				-			-			・廃棄物焼却炉ではないため、ばいじん、燃え殻の測定なし